

## 19. (Gno.61) 生命倫理と法

代表：只木 誠

2011/02/04 (承認) 2011年度 (開始)

### 【研究の目的】

比較法的な見地から、終末期医療、安楽死、胚の保護、患者の承諾等の問題を取り上げて、法制度、医療制度・環境などの面から、ドイツとわが国との現状の比較、検討の作業を行い、これを通して、生命倫理と法の問題について考察する。

### 【研究活動及び成果】

#### 総括

本共同研究グループにおいては、日本とドイツの「生命倫理」と「法」にまつわる立法状況、現状、諸問題について、比較法的に考察・検討することをテーマとしているところ、2023（令和5）年度、グループ所属の各メンバーにおいては、それぞれの課題に特化した研究活動を行った。そのうえで、グループの活動としては、研究グループメンバーの大杉一之氏（北九州市立大学准教授）の企画により、2024年2月11日（日）に日本とドイツの研究者をオンラインで結んで開催されたセミナー「Aktuelle Fragen des Medizinrechts in Japan und Deutschland –日本とドイツにおける医事法の現状と課題–」では充実した議論が交わされ、続いて、3月18日（月）のドイツ・ニュルンベルク大学のJäger教授による講演会「パンデミックの際のトリアージ」では、近時大きな注目を集めているトリアージ行為をめぐる法的解釈の問題について新たな視点が提供され、これについて活発な討議が行われた。なお、研究関連の資料の収集・整理作業については、リサーチ・アシスタントがこれを担当している。

#### 学術雑誌

研究グループの所属メンバーにおいては、各自の研究の成果として、原稿、翻訳稿につき、『比較法雑誌』等において公表しているところである。